

投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ
(第 39 回)

平成 30 年 12 月 7 日 (金) 午後 2 時
日本証券業協会 第 3 会議室

議 案

1. 本ワーキング・グループにおいて検討すべき課題について
2. その他

以 上

契約締結前交付書面の交付及び説明方法(Web記載内容を含む)の 見直しについて

- ✓ 書面が多すぎないか(コスト、事務量、顧客の不満等)
- ✓ わかりやすいと言えるか(記載内容、表現・レイアウト等)
- ✓ 電子交付を進められるか(顧客の反応、管理負担等)

⇒ 市場WGで示された方向性を踏まえ、業界としても具体的な検討を進めたい。

- 無登録格付け(特に特定関係法人)に関する説明方法の見直しについて
 - ✓ 顧客に違和感はないか
(例:ムーディーズ・ジャパン【登録日本法人】⇔ムーディーズ【無登録海外法人】)
 - ✓ 定期的な説明書面交付は有効か
- 英文開示に関する書面交付及び説明方法の見直しについて
 - ✓ 現在の説明方法(書面交付＋口頭説明)は有効か
- その他(取引残高報告書の交付頻度の見直し、大量推奨販売規制の履行方法の見直し等)
 - ✓ 現在の環境において合理的ではないと考えられる制度はあるか

法令上の規定(要約)

- 金商業者等は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対してリスク、手数料等の必要事項を記載した書面(契約締結前交付書面)を交付しなければならない。(金商法37条の3)
- ただし、契約の締結前1年以内に上場有価証券等書面又は同種の内容の契約に係る前書面を交付している場合は、前書面の交付を要しない。(業等府令80条1号、2号)

上記法令の規定について、金商業者の実務では、

- ① 上場有価証券等(会員によっては新規公開株式等を含む)
- ② 個人向け国債
- ③ 円貨・外貨建て債券(複雑な仕組みや特約等のないプレーンなものに限る)
- ④ 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替契約

といった比較的プレーンな商品等は、対面型営業を行っている業者では主に電話で注文を受け付けている。

注文の都度、顧客に書面が渡っているかを確認し、渡っていない場合には書面が手元に届くまで取引を待ってもらうとする対応は難しく、多くの業者が**あらかじめ全ての顧客に対してこれらの商品等に関する上場有価証券等書面及び前書面を毎年交付している。**

法令上の規定(要約)

- 金商業者等は、顧客に対し、信用格付業者以外の信用格付業を行う者の付与した信用格付について、当該信用格付を付与した者が無登録である旨及び内閣府令で定める事項を告げることなく提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘をしてはならない。(金商法38条3号)
- 特定関係法人※の「内閣府令で定める事項」は、登録の意義、格付業者の商号や登録番号、グループ名称、信用格付付与の方針及び方法の概要(又は当該概要を入手する方法)、信用格付の前提、意義、限界など。(業等府令116条の3第2項)

※「特定関係法人」とは、格付業者の関係法人であって、金融庁長官が信用格付業の業務の内容及び方法、格付に関する情報の公表状況その他の事情を勘案して指定した者。現在、いわゆる三大信用格付会社(ムーディーズ、スタンダード&プアーズ、フィッチ・レーティングス)のグループに属する会社のみが指定を受けている。

上記法令の規定について、日証協Q&A(平成22年9月)では、

- 「無登録である旨」や「グループ名称」については、無登録格付を提供する都度、説明を行うことが必要である一方、
- その他の説明事項については、書面を事前に提供して説明している場合には、必ずしも無登録格付を提供する都度、説明を行う必要はないと考えられる。
…例えば、一般投資家にとっては、各説明事項について1年に1回程度の説明を行う必要があると考えられる。

多くの会社では、
**毎年顧客に送る
契約締結前交付書面
を利用**

旨の解釈を示している。

法令上の規定(要約)

金商業者等は、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄(英文開示銘柄)を取引する場合において、顧客(特定投資家を除く。)に対し、その旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付をしないで※英文開示銘柄の取引を行ってはならない。

(金商法38条9号、業等府令117条1項25号)

※ 英文開示銘柄である旨の説明と説明書の交付の両方が必要。

上記法令の規定について、金融庁Q&A(平成25年7月)では、

- 英文開示銘柄の一覧を確認できるURL※
- 取引を行う銘柄の中には英文開示が行われる可能性のある銘柄がある旨

を記載した書面をあらかじめ交付し、

英文開示銘柄の取引を行う前に、英文開示銘柄である旨の説明を行う

ことで、要件を満たす旨の解釈が示されている。

多くの会社では、
**毎年顧客に送る
契約締結前交付書面
(上場有価証券等書面)
を利用**

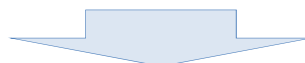
※ 英文開示銘柄の一覧表は、日本証券業協会ウェブサイトで公表(現在13銘柄)。

直接金融市場に関する現行規制の点検(1)

◆ 契約締結前交付書面等の見直し

現状

- 金融商品取引業者等は、契約の締結前に、あらかじめ、書面※を交付しなければならない。
※業者の商号・住所、契約の概要、手数料、リスク、租税、全ての加入協会等を記載したもの(前書面)
- しかし、契約の締結前1年以内に同種内容の契約に関する前書面を交付している場合は、前書面の交付を要しない。
- 上記規定を踏まえ、交付漏れを防止しつつ、円滑な受注を確保する実務上のニーズから、上場有価証券や個人向け国債等のプレーンな商品に関する前書面を冊子にまとめ、すべての顧客に対し毎年1回交付する実務運用が存在。



顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなく、その内容・方法等をより合理的・効率的で分かりやすいものにする観点から、制度の改善を検討。

見直し案

- 前書面を過去に交付したことがある顧客に対して、実際の契約の締結前1年以内に、業者の任意の方法(メール・WEB閲覧等)で前書面の情報を提供した場合には、前書面の交付を要しないこととする(ただし、顧客から書面交付を望む意思表示があった場合を除く)。
※ 前書面の電子交付は、現行においても可能であるが、顧客の承諾が必要。
- 併せて、前書面や広告等の記載事項を見直す。例えば、当該契約等に係る業務に関連していない協会の記載を任意とするなど、より分かりやすいものにする。